

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（千葉県）

1 期間 第2四半期（7月～9月）

分類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
野菜類	25	原則週1回	125	49市町村
果実類	12	原則週1回	137	47市町村
きのこ・山菜類	5	週1回又は週2回	95	27市町村
畜産物	1	県：週1回 (7~10検体/週) 自主：処理日毎(5回/週) (約40検体/回)	県：約80 自主：約2,000	全市町村
野生鳥獣肉	2	【シカ肉】 処理加工施設ごとに四半期に1検体以上	4	4市
		【イノシシ肉】 県内の5処理加工施設で処理される全頭を検査	—	4市町
原乳	1	原則月1回4検体	12	7クラーステーション
穀類	2	隨時	67	52市町村
海産魚種	16	週16検体	192	県海面全域
内水面魚種	6	週5検体	56	—
その他	1	隨時	12	5市
小計	71	—	約780 自主：約2,000	全市町村
市場に流通している食品				
生鮮品又は加工品	4	週15検体	203	
計	75	—	約983 自主：約2,000	

平成25年度 県産農産物の放射性物質検査計画【第2四半期:7月~9月】

平成25年6月28日
安全農業推進課

種類等	品目	検査の実施				備考
		7月	8月	9月	点数	
100Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目(全国の検査実績)						
野菜類						
果実類	ユズ			○	14	
	ナツミカン・アマナツ					
	ハッサク					
	クリ		○	○	50	
地域特産作物	茶(抽出液)	○			12	
国民の摂取量及び生産状況を勘案した品目						
野菜類等	キャベツ	○		○	4	
	キュウリ	○	○	○	9	
	ニンジン	○			1	
	トマト	○	○	○	12	
	ジャガイモ	○			1	
	サツマイモ	○	○	○	15	
	サトイモ	○	○	○	11	
	エダマメ	○		○	10	
	チングンサイ			○	2	
	ショウガ			○	3	
	葉ショウガ	○	○		4	
	シunjギク			○	2	
	ネギ			○	5	
	スイートコーン	○			6	
	落花生		○	○	21	
	レンコン	○		○	5	
	スイカ	○	○		4	
	コマツナ			○	2	
	ナス	○			2	
	サラダ菜	○			1	

	サンチェ	○			1	
	カボチャ		○		1	
	ミョウガ	○			1	
	モヤシ		○		1	
	マッシュルーム	○			1	
果実類	ミカン			○	5	
	ブドウ	○	○	○	30	
	ナシ	○	○		24	
	レモン			○	2	
	力キ			○	2	
	キウイフルーツ			○	2	
	イチジク	○	○	○	4	
	ブルーベリー	○			1	
	モモ	○			2	
	パッションフルーツ	○			1	
穀類等	米		○	○	52	
	麦	○			15	
		25品目	15品目	21品目	341	

平成 25 年度 主要林産物の放射性物質検査計画(第2四半期)

平成 25 年 7 月 10 日

森 林 課

電話 : 043(223)2966

1. 目的

千葉県産林産物の安全性を確認し、円滑な流通に資するための放射性物質検査及び出荷制限・自粛解除に向けた放射性物質検査について、平成 25 年 3 月 19 日付け原子力対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に沿い、作成した平成 25 年 3 月 27 日付け「平成 25 年度 主要林産物の放射性物質検査計画」に基づき、主要林産物の放射性物質検査を実施する。

2. 検査対象品目、検査対象及び検体数

(1) モニタリング検査

5 品目、55 検体 (別紙、参照)

(2) 出荷制限・自粛解除のための検査

1 品目、40 検体 (別紙、参照)

3. 検査結果に基づく措置

(1) モニタリング検査

検査の結果が基準値を超えた場合には、同日中に県から対象市町村に対して、出荷自粛要請を行う。

市町村等は、関係団体等と連携し、当該品目の出荷が行われないよう生産者及び生産者団体等にあらかじめ周知を図るよう依頼する。

(2) 出荷制限・自粛解除のための検査

検査結果に応じ、出荷制限解除申請又は出荷自粛解除申請を検討する。

4. サンプリング及び搬入スケジュール (変更の可能性あり)

(1) スケジュール

7～8月 搬入日の10日前まで	品目及び検体数の報告（見込み） 市町村→林業事務所・支所→森林課→検査機関
9月 搬入日の前々日まで	品目及び検体数の報告（確定） 市町村（別紙様式）→林業事務所・支所→森林課→検査機関
搬入日の前日まで	検体の採取（2kg/検体）・搬送・送付 林業事務所・支所→森林課→検査機関へ検体搬入
搬入日（月・水） 休日の場合は翌日	検査機関→森林課へ検査結果送付

(2) サンプリング方法

「食品（農産物等）の採取・送付手順（マニュアル）Ver4」のとおり

(3) 役割分担

- ①検査機関の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・森林課
- ②検体の採取地点（生産者）等の選定・採取の立会い・・・・・・・・・・・・市町村
- ③検体採取・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・林業事務所・支所
- ④検査機関等への検体搬入・・・・・・・・・・・・林業事務所・支所及び森林課

別紙

第2四半期検査計画詳細

1 モニタリング検査

品目	検査市町村及び検体数
原木 しいたけ 施設栽培	(北部林業事務所管内) 小計 21 検体 香取市 4 検体、東庄町 2 検体、旭市 3 検体、匝瑳市 1 検体、 東金市 3 検体、大網白里市 1 検体 (※追加)、茂原市 1 検体、 長柄町 3 検体、長南町 3 検体 (北部林業事務所印旛支所管内) 小計 3 検体 千葉市 3 検体 (中部林業事務所管内) 小計 7 検体 市原市 3 検体、木更津市 3 検体、袖ヶ浦市 1 検体 計 31 検体
原木ひらたけ	(南部林業事務所管内) 勝浦市 1 検体 計 1 検体
ぎんなん	(北部林業事務所管内) 小計 1 検体 香取市 1 検体 (※追加) (南部林業事務所管内) 小計 2 検体 大多喜町、南房総市 各 1 検体 計 3 検体
菌床 しいたけ	(北部林業事務所管内) 小計 9 検体 香取市、多古町、銚子市、匝瑳市、東金市、山武市、大網白里市、 茂原市、白子町 各 1 検体 (北部林業事務所印旛支所管内) 小計 5 検体 千葉市、松戸市、柏市、我孫子市、富里市 各 1 検体 (中部林業事務所管内) 小計 3 検体 木更津市、君津市、富津市 各 1 検体 (南部林業事務所管内) 小計 1 検体 鴨川市 1 検体 計 18 検体
菌床 まいたけ	(北部林業事務所管内) 香取市、長柄町 各 1 検体 計 2 検体
合計	55 検体

2 出荷制限・自粛解除のための検査

品目	検査市町村及び検体数
原木 しいたけ 施設栽培	(中部林業事務所管内) 君津市 25 検体、富津市 15 検体 計 40 検体
合計	40 検体

千葉県放射性物質モニタリング検査計画（牛肉）

平成25年 7月 1日

農林水産部畜産課

1 目的

消費者に安全で安心な畜産物を提供するとともに、風評による消費低迷を避けることを目的に畜産物の放射性物質のモニタリング検査を行う。

2 検査の根拠

「農畜産物等の放射性物質検査について」

(平成25年3月19日付け 厚生労働省医薬食品局食品安全部長)

3 モニタリング検査の考え方

牛飼育農家において、飼料の給与状況及び飼養管理状況のチェックを実施するとともに、食肉センターと連携して牛出荷時に牛肉の放射性物質検査結果を行い、適正飼育の継続を確認する。

4 検査の頻度と実施期間

(1) 検査頻度：県による検査は、毎週1回、実施期間内で計80検体行う。

あわせて、食肉センターで処理日ごとに実施されている自主検査の結果についても、モニタリング検査に反映させる。

(2) 実施期間：平成25年7月1日～9月30日

(3) 採材場所：株式会社千葉県食肉公社

5 検査結果の公表

検査結果については、県ホームページなどで公表する。

千葉県における平成25年度県内処理加工施設で加工される 野生鳥獣肉の放射性物質検査計画（第2四半期）

平成25年7月11日
農村環境整備課

1 目的

平成25年3月19日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」
及び平成25年3月27日付け24関生第1696号「食用に供する野生鳥獣の肉の
放射性物質検査の実施について」に基づき、県内の処理加工施設で加工され販売等食用に
供される野生鳥獣の肉の安全性を確認し、円滑な販売等に資するため、放射性物質の
モニタリング検査を実施する。

2 検査対象品目、検査対象施設、検査頻度及び検体数

(1) 検査対象品目 ⇒ イノシシ肉

- ① 検査対象施設：5施設（大多喜町、勝浦市、鴨川市各1施設、君津市2施設）
② 検査頻度及び検体数：平成24年11月5日付で、原子力災害対策本部長から
出荷制限の指示がなされたため、モニタリング検査は行わ
ない。ただし、平成25年1月17日付「出荷・検査
方針」に基づく全頭検査を行う。

(2) 検査対象品目 ⇒ シカ肉

- ① 検査対象施設：4施設（勝浦市1施設、鴨川市1施設、君津市2施設）
② 検査頻度及び検体数：検査対象施設ごとに四半期に1検体以上

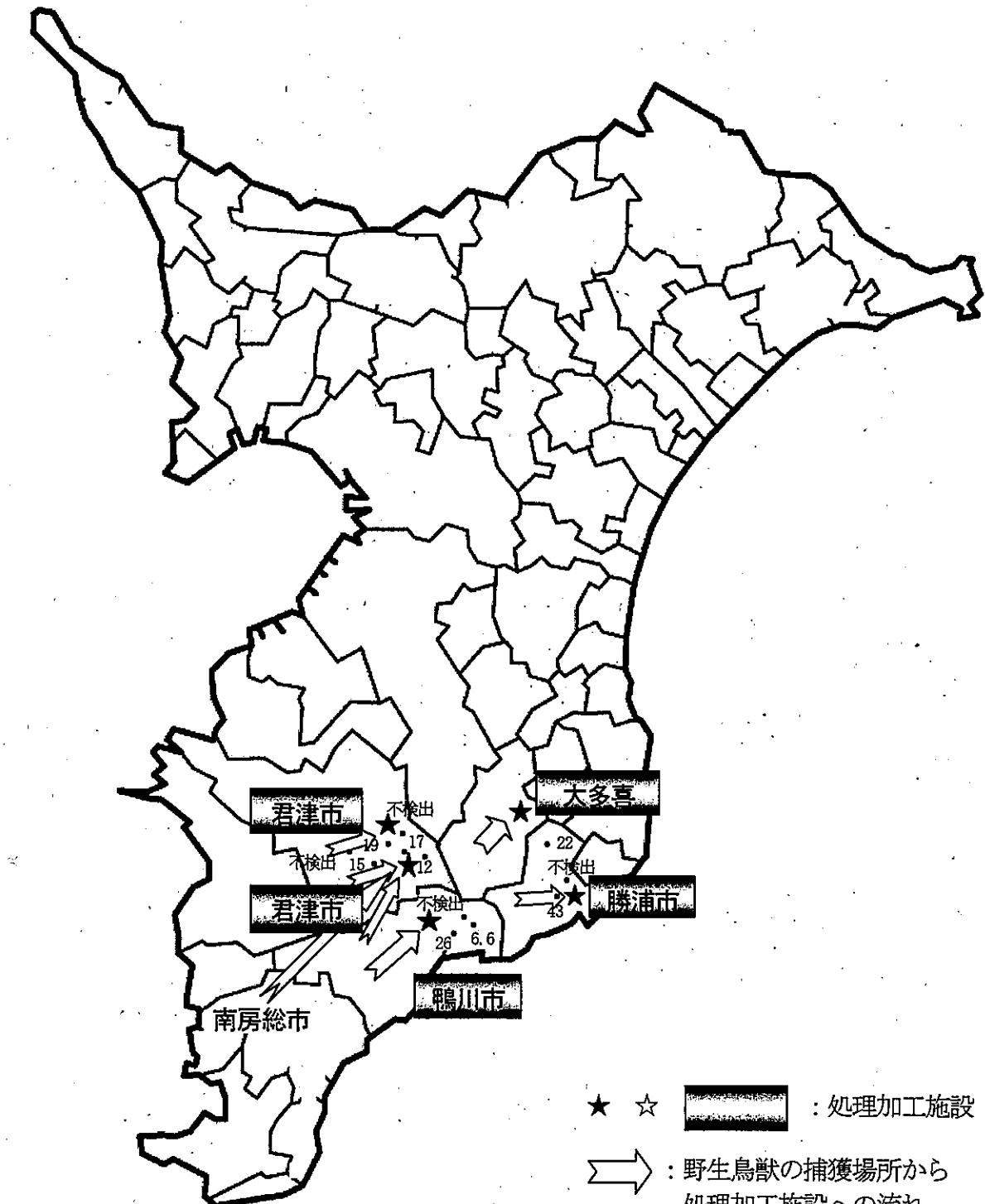
3 検査結果の公表

県ホームページで公表する。

処理加工施設ごとの検体数等（モニタリング検査）

施設所在地	検査対象品目	主な捕獲地	検体数 (シカ肉)
大多喜町	(イノシシ肉)	大多喜町	0
勝浦市	(イノシシ肉) シカ肉	勝浦市	1
鴨川市	(イノシシ肉) シカ肉	鴨川市	1
君津市	(イノシシ肉) シカ肉	君津市、鴨川市、南房総市	1
君津市	(イノシシ肉) シカ肉	君津市	1

処理加工施設の位置図と主な捕獲場所



放射性セシウム検査数値（シカ肉）

勝浦市 43 Bq/kg (H24. 6. 19)、不検出 (H24. 8. 16)、22Bq/kg (H25. 2. 19)
 鴨川市 26 Bq/kg (H24. 8. 16)、6.6 Bq/kg (H24. 12. 18)、不検出 (H25. 6. 4)
 君津市 12 Bq/kg (H24. 9. 19)、17 Bq/kg (H24. 12. 18)、15Bq/kg (H25. 2. 19)、19Bq/kg (H25. 2. 19)、
 不検出 (H25/6/4)、不検出 (H25/6/4)

※ 括弧内は検査日

(別添)

出荷・検査方針

1 イノシシ肉の放射性物質検査

- (1) 食肉加工を目的として勝浦市内のジビエ勝浦並びに君津市内の君津市獣肉処理加工施設及び森旧解体処理場並びに大多喜町内の大多喜町都市農村交流施設並びに鴨川市内の清澄山系ジビエ（以下、「処理加工施設」という。）が受け入れたイノシシの肉については、処理加工施設が所在する勝浦市、君津市、大多喜町、鴨川市（以下、「所在市町」という。）が全頭につき自ら又は千葉県内の他の市町村若しくは食品衛生法に基づく登録検査機関（以下、「登録検査機関」という。）に委託して、放射性物質についてのスクリーニング検査を行うものとする。
- (2) (1) の検査において、その放射性セシウムの検査結果が 50 Bq/kg 以下の場合は、検査したイノシシ個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。
- (3) (1) の検査において、その放射性セシウムの検査結果が 50 Bq/kg を超過した場合は、千葉県が自ら又は国の検査機関若しくは登録検査機関に委託し、放射性物質についての精密検査を行う。
- (4) (3) の検査において、その放射性セシウムの検査結果が 100 Bq/kg 以下の場合は、検査したイノシシ個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。
- (5) (3) の検査において、その放射性セシウムの検査結果が 100 Bq/kg を超過した場合は、処理加工施設において廃棄するものとする。

2 処理加工施設におけるイノシシ個体の受入計画

- (1) 受け入れるイノシシ個体は、生きたまま捕獲されていて、所在市町の職員及び処理加工施設の従業員の立会いの下、止め刺し及び血抜きされ、現地で引き渡しを受けたものとする。
- (2) 受け入れたイノシシ個体の効率的なスクリーニング検査を行うため、所在市町は、処理加工施設の意向を踏まえ、千葉県と協議の上、月毎に受入計画を作成する。

3 処理加工施設における管理等

(1) イノシシ個体の受入及び確認

- ① 処理加工施設がイノシシ捕獲の連絡を受け、これを受け入れる場合は、所在市町に連絡の上、所在市町の職員とともに現地に出向き、狩猟者等の止め刺しの下、血抜きをして速やかに処理加工施設に運び込む。
- ② 処理加工施設は、イノシシ個体を受け入れるに当たって、所在市町の職員の立会いの下、識別のための個体番号を付し、捕獲日、捕獲場所、体重、性別、検査結果等を記録した搬入・処理管理台帳を作成し、その写しを所在市町に提出する。

③ 所在市町は、処理加工施設から提出された搬入・処理管理台帳を、隨時、千葉県に提出し、両者で情報を共有することで適切なイノシシ肉の管理を行う。

(2) イノシシ肉の保管・管理

- ① 受け入れたイノシシ個体は、原則として受入日に解体処理を行い、保冷庫で保管する。
- ② 検査の試料採取及び検査機関への持ち込み（送付を含む。）は所在市町の職員が行う。
- ③ イノシシ肉は、検査結果が判明するまで、処理加工施設で保管・管理を行う。
- ④ イノシシ肉の検査結果において、検査結果が基準値（一般食品）（以下同じ。）以下である場合は、食用として処理加工施設から出荷することができる。また、基準値を超過した場合は、所在市町の職員が個体番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に廃棄したことを確認する。

(3) イノシシ肉の出荷計画

イノシシ肉を出荷するに当たり、所在市町及び処理加工施設は、全てのイノシシ肉について個体番号毎に出荷・販売先を管理し、これを記した出荷・販売台帳を作成する。また、出荷・販売製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

(4) 検査結果通知書の発行

上記に従って放射性物質の検査を実施したイノシシ肉については、千葉県又は所在市町が「イノシシ肉の放射性物質検査結果通知書」を発行する。

4 情報の提供

千葉県、所在市町及び処理加工施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、処理加工施設が出荷・販売し流通しているイノシシ肉は、食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

千葉県放射性物質モニタリング検査計画（原乳）

平成25年 7月 1日
農林水産部畜産課

1 目的

消費者に安全で安心な畜産物を提供するとともに、風評による消費低迷を避けることを目的に畜産物の放射性物質のモニタリング検査を行う。

2 検査の根拠

「農畜産物等の放射性物質検査について」（平成25年3月19日付け 厚生労働省医薬食品局食品安全部長）

3 モニタリング検査の考え方

- (1) 県内の7カ所のクーラーステーション（以下「CS」という）のうち、搬入量、搬入市町村数が多い4つのCSは、重点検査CSとして、毎月1回検査を行う。
- (2) (1)以外の3つのCSは、2カ月に1回程度の検査を行う。

4 検査の頻度と実施期間

- (1) 検査頻度：検査間隔は月1回4検体
- (2) 実施期間：平成25年7月1日～
- (3) 採材場所：県内CS

5 検査結果の公表

検査結果については、県ホームページで公表する。

○放射性物質調査計画(千葉県)